令和８年度　公園等基本分析業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この実施要領は、愛川町「以下「発注者」という。」が、愛川町公園等配置適正化基本方針（令和8年7月）に基づき策定する愛川町公園等配置適正化計画に係る既存の都市公園２１か所及び児童遊園地５６か所の公園施設の基本分析業務委託を実施するにあたり、安全性の確保、ライフサイクルコスト縮減の観点から分析し、予防保全的管理による長寿命化対策や計画的な公園統廃合を検討するための評価を行うもので、町の基本方針を深く理解した上で、総合的かつ多角的な視点から分析を行う能力と相応のノウハウが必要となることから、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受注者を選定するための手続き等について必要な事項を定める。

２　業務概要

⑴　業務名称

令和８年度　公園等基本分析業務委託

⑵　業務内容

別添「令和８年度　公園等基本分析業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）参照

⑶　業務委託の期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

⑷　業務委託の金額（上限額）

３，４００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約規模を示すためのものです。

３　参加資格要件

本業務に提案しようとする事業者は、次の資格（資格及び条件）をすべて満たしていること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑶　本要領の公表日から企画提案書提出期限までの間に、発注者から指名停止を受けていないこと。

⑷　愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

⑸　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められないこと。

⑹　県暴力団排除条例第２３条第２項に違反したと認められないこと。

⑺　町暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表

者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

⑻　愛川町契約規則に基づく令和７年・８年度競争入札参加資格認定業者として認定されていること。

⑼　品質マネジメントシステムの国際規格である、ISO9001（日本産業規格JISQ9001）の認証を取得していること。

⑽　環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001（日本産業規格JISQ14001）の認証を取得していること。

⑾　個人情報保護マネジメントシステムの日本産業規格であるJISQ15001及びJISQ15001に基づいたプライバシーマークを取得していること。

⑿　情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である、ISO27001（日本産業規格JISQ27001）の認証を取得していること。

⒀　国土強靭化の趣旨に賛同し、事業継続に関する取組を積極的に行っている事業者としてレジリエンス認証を取得していること。

⒁　公租、公課を滞納していないこと。

４　プロポーザル実施スケジュール

項　目	予定時期
実施要領等の公表	８月２６日（水）
参加表明書の提出期限	９月　４日（金）午後５時
参加表明者への選定･非選定通知	９月　９日（水）
実施要領等に関する質問受付期限	９月１１日（金）午後５時
実施要領等に関する質問への回答	９月１６日（水）
提案内容審査書類等の提出期限	９月３０日（水）午後５時
プレゼンテーション審査	１０月　８日（木）予定
審査結果の通知	１０月中旬予定
契約締結及び結果の公表	１０月下旬予定

５　実施要領交付期間および交付方法

交付期間：令和８年８月２６日（水）から令和８年９月４日（金）まで

交付方法：町ホームページ下記にて交付

https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/kensetsu/toshi/kentiku/info/18910.html

６　プロポーザル参加表明書の提出

⑴　プロポーザル参加表明書（様式１）

本業務に参加意思がある者は、プロポーザル参加表明書を提出すること。

⑵　提案者の概要（会社概要）（様式２）

提案者の会社概要を記載すること。

なお、３　参加資格要件の⑼～⒀の取得状況については、提案者の任意書式にて写しの添付をすること。

⑶　提案書の提出者に要求される参加資格（様式３）

委託仕様書第４条に規定する業務実績（最大１０件）を記載すること。なお、神奈川県内

における業務の実績がある場合は、優先して記載すること。

⑷　公租、公課を滞納していない証明書

７　提案書の提出者に関する選定通知及び非選定通知

提出されたプロポーザル参加表明書の内容に基づき、提案書の提出者を選定し、その結果について通知する。

なお、プロポーザルは１者であっても成立するものとし、最低基準点を満たした場合は優先交渉権者とする。また、プロポーザル参加表明書の提出者が５者を超える場合は、「提案書の提出者に要求される参加資格（様式３）」の神奈川県内における業務の完了実績数が多い順から５者程度に絞り込む場合がある。

８　質問の受付

⑴　　質問受付期間

令和８年８月２６日（水）から令和８年９月１１日（金）午後５時まで

⑵　質問の受付

様式９に必要事項を記入し、電子メールにて送付すること。なお、電話、面談等による質問は受け付けないものとする。

⑶　回答方法について

以下の回答予定日までに、町ホームページにて公表する。

質問の回答予定日：令和８年９月１６日（水）

⑷　質問窓口

愛川町役場 建設部 都市施設課

E-mailアドレス：toshi@town.aikawa.kanagawa.jp

９　提案書等の提出

⑴　提案書等の受付期間

令和８年９月３０日（水）午後５時まで

⑵　企画提案書

下記について記載し、企画提案書の表紙（正本：様式４、副本：様式５）を付けて綴じ込んで提出すること。なお、様式５には発注者が指示する提案者番号を記載すること。

ア　業務実施体制等（様式６）

・管理技術者、照査技術者、担当技術者の氏名、所属、役職、担当する分担業務を記入すること。

・管理技術者、照査技術者、担当技術者については、本業務に参加表明した企業と直接的な雇用関係のある者とし、管理技術者、照査技術者の兼務は認めない。

イ　担当者の実績等（様式７）

・管理技術者、照査技術者、担当技術者についての経歴、実績等を記載すること。

・保有資格については、資格証明書の写しを添付すること。

・管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）又はRCCM（造園）の有資格者であり、公園施設長寿命化計画策定指針（国土交通省都市局）に基づく過去５年以内に地方公共自治体が発注した公園施設長寿命化計画又は地

方公共団体における当該自治体全域を対象とした公園統廃合等に関する計画の策定又は改定業務の従事実績を有する者を配置すること。

・照査技術者は、空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会認定）又は同資格の受験資格を有すること。なお、同資格の受験資格を有する者は、その条件を証明する任意の証明書を添付すること。

・担当技術者のうち、１名を主たる担当技術者とし、主たる担当技術者は、公園施設長寿命化計画策定指針（国土交通省都市局）に基づく公園施設長寿命化計画又は地方公共団体における当該自治体全域を対象とした公園統廃合等に関する計画の策定又は改定業務に、担当技術者として関わった実績を有する者を配置すること。

・対象とする業務実績は、日本国内の業務かつ令和３年４月１日から令和８年３月３１日までに業務が完了したものに限る。

ウ　企画提案書（様式８）

・企画提案内容について、次の表を参照し作成すること。

・全体でＡ４判５ページ以内で作成すること。やむを得ずＡ３判で作成する場合は、片面印刷でＡ４判に折り込むこと。また、利用する文字のサイズは１０pt以上とすること（図表に用いる文字サイズは、８pt以上としても良い）。

・写真、イラスト等の使用、フォントの種類等は問わないが、提案書はカラー印刷とする。

表　企画提案書記載事項

提案項目	記載事項	評価のポイント
業務実施方針	・業務の実施方針、業務フロー、業務工程等を提案すること	・本業務の背景を理解し、業務の目的や趣旨に照らし合わせて、妥当な実施方針の提案となっているか ・業務工程は適切であるか
業務提案内容	・業務の実施内容･方法等について委託仕様書に示す業務ごとに提案すること ・その他有益な提案がある場合は記載すること	・本業務の目的・趣旨に照らし合わせて、妥当な取組の提案となっているか ・提案された取組は具体的かつ実現可能で効果的なものとなっているか ・将来的な長寿命化計画の策定を見据えた上で、その他の有益な提案があるか

⑶　見積書（様式自由）

Ａ４判にて作成し提出するとともに、委託仕様書第１６条から第２２条に定める業務ごとの内訳も記載すること。

１０　提案のプレゼンテーション

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、企画提案書における技術提案についての説明を行う。

・開催日は、令和８年１０月８日（木）を予定する。

・開催時間、場所、その他の詳細については、プロポーザル参加表明書等の確認後、通知する。

・提案書の説明１５分、質疑応答１０分とする。

・上記の時間とは別に、準備時間として５分程度の時間を設ける。
・プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。（※使用は提案者の自由とする。）
・プロジェクター等を使用する場合、提案者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンとプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を持参すること。
・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）の事前の提出は求めない。
・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）は、事前に提出された提案書に記載のない事項は評価の対象としない。
・追加の資料配布（紙媒体）は認めない。
・原則として、説明者は本業務を受託した際の配置予定の管理技術者又は担当技術者とする。
・出席者は説明者含め３名までとし、管理技術者は社会通念上やむを得ないと判断される場合を除き、必ず出席するものとする。

１１　提案書の審査

⑴　審査方法

別に定める「令和８年度　公園等基本分析業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき審査を行う。

⑵　審査結果

・最高得点を獲得した提案者を、本業務の優先交渉権者とし、実施要領、委託仕様書及び提案内容審査書類に基づき交渉の上、契約内容を決定し、愛川町契約規則（昭和39年10月1日規則第9号）の規定に基づき随意契約を締結する。
・交渉の結果、合意に達しない場合は次点者と交渉を行う。
・審査の結果、最高得点を獲得した提案者が２者以上あった場合は、「企画提案の適切性」の得点が高い提案者を上位とする。
・「企画提案の適切性」の得点についても同点であった場合は、「業務提案内容」の得点が高い提案者を上位とする。
・上記によってもなお優先交渉権者を決定できない場合は、審査委員の合議により、上位となる提案を決定する。
・最低基準点は６０点×審査委員（４名）とし、当該最低基準点を下回る場合は失格とする。

⑶　審査結果の通知

・審査結果はすべての提案者に書面で通知する。
・審査結果に対する一切の事項についての質問、異議申し立ては受け付けないものとする。
・審査結果通知発送予定日：令和８年１０月中旬予定

⑷　審査結果の公表

・契約後、次の審査結果をホームページで公表する。
　① 選定結果、評価点及び契約金額
　② 提案事業者数
　③ 選定理由
・契約締結予定日：令和８年１０月下旬予定

１２　提出期限と部数

参加表明に必要な書類及び提案審査に必要な書類は、提出先へ持参又は郵送にて次のとおり

提出すること。

⑴　提出部数及び期限　※提出期限必着

ア　参加表明に必要な書類

【提 出 期 限】	令和８年９月４日（金）午後５時	
【提出書類・部数】	プロポーザル参加表明書（様式１）	１部
	提案者の概要（会社概要）（様式２）	１部
	提案書の提出者に要求される参加資格（様式３）	１部
	参加資格を証する書類	１部

イ　提案審査に必要な書類

【提 出 期 限】	令和８年９月３０日（水）午後５時	
【提出書類・部数】	企画提案書≪正本≫（様式４，６，７，８）	１部
	企画提案書≪副本≫（様式５，６，７，８）	５部
	見積書（様式自由）	１部

⑵　提出先

〒２４３－０３９２　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１
愛川町役場 建設部 都市施設課

１３　不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

⑴　提案者が２つ以上の提案書を提出したとき。

⑵　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

⑶　提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。

⑷　提出書類に虚偽の記載があったとき。

⑸　上記で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

１４　提案の辞退

参加表明後に提案書の提出を行わないことを決定した場合、辞退届（様式自由）を早急に提出すること。

なお、参加表明後１０日を過ぎた場合は、原則辞退は認めないものとする。また、辞退したことによる今後の入札参加等への不利益は発生しないものとする。

１５　関係資料一覧

本業務における関連資料等については、以下のとおり。

⑴　第６次愛川町総合計画

⑵　愛川町都市マスタープラン（令和８年３月一部改定）

⑶　愛川町緑の基本計画（令和３年３月）

⑷　あいかわ子ども･子育てプラン（第３期）

⑸　愛川町公園等配置適正化基本方針（令和８年７月）

※⑴～⑷については、町ホームページより入手可能

１６　業務の適正な実施に関する事項

⑴　業務の一括再委託の禁止

業務を一括して第三者に請け負わせることはできないものとする。

⑵　個人情報保護

事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

⑶　守秘義務

事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとし、業務の完了後又は契約解除後においても同様とする。

１７　その他

⑴　プロポーザルの参加に要する費用については、各提案者の負担とする。

⑵　参加表明書及び企画提案書の提出後においては、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載された事項については、仕様書の一部として取り扱うこともある。

⑶　提出書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、長期入院、退職、死亡などきわめて特別でやむを得ない場合には、当該技術者と同等以上の担当者と発注者が認める者に限り変更することができる。

⑷　契約者以外の提案書は返却せず、発注者が破棄する。

⑸　契約者が提出した書類については、愛川町情報公開条例等の法令に基づき公開の対象となる。

⑹　契約保証金については、本業務委託契約においては免除とする。